

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年2月10日(2011.2.10)

【公表番号】特表2010-513391(P2010-513391A)

【公表日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【年通号数】公開・登録公報2010-017

【出願番号】特願2009-542030(P2009-542030)

【国際特許分類】

|               |           |
|---------------|-----------|
| C 07 D 451/12 | (2006.01) |
| A 61 P 25/00  | (2006.01) |
| A 61 P 25/24  | (2006.01) |
| A 61 P 25/28  | (2006.01) |
| A 61 P 25/22  | (2006.01) |
| A 61 P 3/04   | (2006.01) |
| A 61 P 25/16  | (2006.01) |
| A 61 P 25/30  | (2006.01) |
| A 61 P 25/34  | (2006.01) |
| A 61 P 25/32  | (2006.01) |
| A 61 P 25/04  | (2006.01) |
| A 61 P 29/00  | (2006.01) |
| A 61 P 25/06  | (2006.01) |
| A 61 P 21/00  | (2006.01) |
| A 61 P 19/02  | (2006.01) |
| A 61 P 1/04   | (2006.01) |
| A 61 P 15/00  | (2006.01) |
| A 61 P 3/00   | (2006.01) |
| A 61 P 13/00  | (2006.01) |
| A 61 P 15/10  | (2006.01) |
| A 61 P 19/00  | (2006.01) |
| A 61 P 25/20  | (2006.01) |
| A 61 P 27/16  | (2006.01) |
| A 61 P 43/00  | (2006.01) |
| A 61 K 31/46  | (2006.01) |

【F I】

|               |       |
|---------------|-------|
| C 07 D 451/12 | C S P |
| A 61 P 25/00  |       |
| A 61 P 25/24  |       |
| A 61 P 25/28  |       |
| A 61 P 25/22  |       |
| A 61 P 3/04   |       |
| A 61 P 25/16  |       |
| A 61 P 25/30  |       |
| A 61 P 25/34  |       |
| A 61 P 25/32  |       |
| A 61 P 25/04  |       |
| A 61 P 29/00  |       |
| A 61 P 25/06  |       |
| A 61 P 21/00  |       |
| A 61 P 19/02  |       |

A 6 1 P 1/04  
 A 6 1 P 15/00  
 A 6 1 P 3/00  
 A 6 1 P 13/00  
 A 6 1 P 15/10  
 A 6 1 P 19/00  
 A 6 1 P 25/20  
 A 6 1 P 27/16  
 A 6 1 P 43/00 1 1 1  
 A 6 1 K 31/46

## 【手続補正書】

【提出日】平成22年12月14日(2010.12.14)

## 【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

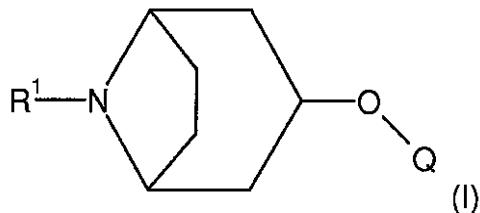
## 【補正の内容】

【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

式I

## 【化1】



の化合物、任意のその立体異性体又はその立体異性体の任意の混合物、或いはそれらの薬学上許容される塩

(式中、

Qは、クロメン-2-オン-イル基を表し；

該クロメン-2-オン-イル基は、1つのヘテロアリール基で置換されており；

該ヘテロアリール基は、ハロ、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、シアノ、アミノ、ニトロ、ヒドロキシ、アルコキシ、シクロアルコキシ、メチレンジオキシ、エチレンジオキシアルキル、シクロアルキル、シクロアルキルアルキル、アルケニル及びアルキニルからなる群から独立に選択される1つ又は複数の置換基で置換されていてもよく；

且つ該クロメン-2-オン-イル基は、ハロ、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、シアノ、アミノ、ニトロ、ヒドロキシ、アルコキシ、シクロアルコキシ、アルキル、シクロアルキル、シクロアルキルアルキル、アルケニル及びアルキニルからなる群から独立に選択される1つ又は複数の置換基でさらに置換されていてもよく；

R<sup>1</sup>は、水素又はアルキルを表し；

該アルキルは、ハロ、トリフルオロメチル、トリフルオロメトキシ、シアノ、アミノ、ニトロ、ヒドロキシ、アルコキシ、シクロアルコキシ、アルキル、シクロアルキル、シクロアルキルアルキル、アルケニル及びアルキニルからなる群から独立に選択される1つ又は複数の置換基で置換されていてもよい)。

## 【請求項2】

R<sup>1</sup>が、水素又はアルキルを表す、請求項1に記載の化合物。

【請求項3】

Qが、置換されたクロメン-2-オン-7-イル基を表す、請求項1又は2に記載の化合物。

【請求項4】

Qが、3-(置換されていてもよいヘテロアリール)-クロメン-2-オン-イル基を表す、請求項1から3までのいずれか一項に記載の化合物。

【請求項5】

Qが、フラニル又はベンゾフラニル基で置換されたクロメン-2-オン-7-イルを表す、請求項1から4までのいずれか一項に記載の化合物。

【請求項6】

exo-7-[ (1S,3S,5R)- (8-アザ-ビシクロ[3.2.1]オクト-3-イル)オキシ]-3-フラン-2-イル-クロメン-2-オン；  
exo-7-[ (1S,3S,5R)- (8-アザ-ビシクロ[3.2.1]オクト-3-イル)オキシ]-3-フラン-3-イル-クロメン-2-オン；  
exo-7-[ (1S,3S,5R)- (8-アザ-ビシクロ[3.2.1]オクト-3-イル)オキシ]-3-ベンゾフラン-2-イル-クロメン-2-オン；

又はそれらの薬学上許容される塩である、請求項1に記載の化合物。

【請求項7】

治療有効量の請求項1から6までのいずれか一項に記載の化合物、任意のその立体異性体又はその立体異性体の任意の混合物、或いはそれらの薬学上許容される塩を、少なくとも1種の薬学上許容される担体、賦形剤又は希釈剤と共に含有する医薬組成物。

【請求項8】

ヒトを含む哺乳動物の、中枢神経系におけるモノアミン神経伝達物質の再取り込みの阻害に応答する疾患、障害又は状態を治療、予防又は軽減するための、請求項1から6までのいずれか一項に記載の化合物、任意のその立体異性体又はその立体異性体の任意の混合物、或いはそれらの薬学上許容される塩。

【請求項9】

疾患、障害又は状態が、気分障害、鬱病、非定型鬱病、疼痛に続発する鬱病、大鬱病性障害、気分変調性障害、双極性障害、双極I型障害、双極II型障害、気分循環性障害、全般的医療状態による気分障害、物質誘発性気分障害、仮性認知症、ガンサー症候群、強迫性障害、パニック障害、広場恐怖症を伴わないパニック障害、広場恐怖症を伴うパニック障害、パニック障害の病歴を伴わない広場恐怖症、パニック発作、記憶欠損、記憶喪失、注意欠陥多動性障害、肥満、不安、全般性不安障害、摂食障害、パーキンソン病、パーキンソン症、認知症、加齢性認知症、老人性認知症、アルツハイマー病、ダウン症候群、後天性免疫不全症候群複合型認知症、加齢性記憶機能不全、特定恐怖症、社会恐怖症、社会不安障害、外傷後ストレス障害、急性ストレス障害、慢性ストレス障害、薬物耽溺、薬物乱用、薬物乱用傾向、コカイン乱用、ニコチン乱用、タバコ乱用、アルコール耽溺、アルコール依存症、窃盗癖、耽溺性物質の使用停止により引き起こされた離脱症状、疼痛、慢性疼痛、炎症性疼痛、神経因性疼痛、糖尿病性神経因性疼痛、片頭痛、緊張型頭痛、慢性緊張型頭痛、鬱病に付随する疼痛、線維筋痛症、関節炎、骨関節炎、リウマチ様関節炎、背部痛、癌痛、過敏性腸痛、過敏性腸症候群、術後疼痛、乳房切除後疼痛症候群(PMPS)、発作後疼痛、薬物誘発性神経障害、糖尿病性神経障害、交感神経性持続性疼痛、三叉神経痛、歯痛、筋筋膜性疼痛、幻肢痛、過食症、月経前症候群、月経前不快気分障害、後期黄体期症候群、外傷後症候群、慢性疲労症候群、持続的植物状態、尿失禁、ストレス性尿失禁、切迫性尿失禁、夜間尿失禁、性機能不全、早漏症、勃起困難、勃起不全、早期女性オルガズム、下肢静止不能症候群、周期性四肢運動障害、摂食障害、神経性食欲不振、睡眠障害、広汎性発達障害、自閉症、アスペルガー障害、レット障害、小児期崩壊性障害、学習障害、運動能力障害、無言症、抜毛癖、ナルコレプシー、発作後鬱病、発作誘発性脳傷害、発作誘発性神経傷害、ジル・ド・ラ・トウレット病、耳鳴、チック障害、身

体醜形障害、反抗挑戦性障害又は発作後能力障害である、請求項 8 に記載の化合物、任意のその立体異性体又はその立体異性体の任意の混合物、或いはそれらの薬学上許容される塩。

【請求項 10】

医薬として使用するための、請求項 1 から 6 までのいずれか一項に記載の化合物、任意のその立体異性体又はその立体異性体の任意の混合物、或いはそれらの薬学上許容される塩。